

令和6年 No.8

○国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項の一部を改正する要項の制定

改正理由

現行の取扱いに則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和6年3月11日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項の一部を改正する要項（案）

国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項（平成16年11月11日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項の一部改正について

改正理由：現行の取扱いに則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(相談の申込み)</p> <p>第3条 <u>相談責任者は、顧問弁護士に相談をしようとするときは、顧問弁護士相談事項票（様式第1）を総務部長に提出し、事務局長の確認を得た後、直接顧問弁護士に申し込むものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の相談責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 相談者が大学教員の場合 当該学系長、機構長又は教職大学院長</u></p> <p><u>(2) 相談者が附属学校教員の場合 附属学校運営部長</u></p> <p><u>(3) 相談者が事務局に所属する事務職員の場合 当該部長</u></p> <p><u>(4) 相談者が経営企画室に所属する事務職員の場合 経営企画室長</u></p> <p><u>(5) 相談者が監査室に所属する事務職員の場合 監査室長</u></p> <p>(相談の方法)</p> <p>第4条 顧問弁護士への相談は、原則として相談責任者又は相談者本人が、顧問弁護士の事務所に出向き、又は電話等により行うものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年3月11日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(相談の申込み)</p> <p>第3条 <u>相談責任者（相談者が大学教員の場合は、当該学系長、附属学校教員の場合は、附属学校運営参事、事務職員の場合は、当該部長をいう。以下同じ。）は、顧問弁護士に相談をしようとするときは、顧問弁護士相談事項票（様式第1）を総務部長に提出し、事務局長の確認を得た後、直接顧問弁護士に申し込むものとする。</u></p> <p>(相談の方法)</p> <p>第4条 顧問弁護士への相談は、原則として相談責任者又は相談者本人が、顧問弁護士の事務所に出向き、又は電話等により行うものとする。</p> <p>〔省略〕</p>